

平成 30 年 5 月

浪江町原発ADR集団申立事件に関する経過報告

浪江町支援弁護団

1. 概要

(1) 申立日

平成 25 年 5 月 29 日 その後、6 次申立まで

(2) 申立人数・世帯数

約 1 万 5700 人(事故当時・2 万 1436 人、約 73%)

約 6700 世帯(事故当時・1 万 0109 世帯)

2. 事件経過

平成 25 年 5 月 29 日 浪江町が町民を代理して集団申立

「浪江町被害実態報告書」、陳述書、DVD「浪江町ドキュメンタリー」など提出

7 月 16 日 進行協議①

8 月 31 日 町民説明会(郡山)

9 月 4 日 進行協議②

10 月 29 日 進行協議③

11 月 26 日 進行協議④

11 月 30 日 町民説明会(二本松)

12 月 8 日 町民説明会(南相馬)

12 月 16 日 進行協議⑤

12 月 21 日 町民説明会(いわき)

平成 26 年 1 月 31 日 口頭審理・現地調査(仮設住宅、浪江町)

2 月 12 日 口頭審理

3 月 3 日 進行協議⑥

3 月 20 日 仲介委員が「和解案提示理由書」

5 月 5 日～18 日 町民説明会(福島、二本松、南相馬、いわき、郡山、東京)

5 月 26 日 浪江町・弁護団が和解案受諾を表明

6 月 13 日 進行協議⑦

- 6月25日 東電が和解案拒否を回答
「和解案が中間指針等から乖離」しているなど
- 7月24日 進行協議⑧
- 7月24日 浪江町・町民が国会・省庁・東電に要請行動
- 8月4日 原紛センター総括委員会が「所見」発表
「和解案に…中間指針等から乖離したもの…は存在しない」
- 8月25日 仲介委員が「和解案提示理由補充書」
- 8月27日 進行協議⑨
- 9月17日 東電が和解案拒否を回答
- 10月6日 進行協議⑩
- 10月24日 進行協議⑪
- 11月10日 口頭審理
- 12月2日 進行協議⑫
- 平成27年 1月23日 進行協議⑬
仲介委員が和解勧告
- 1月28日 和解仲介室長が原賠審で発言
「和解案に中間指針等から乖離するものはない」
- 2月23日 東電が和解案拒否を回答
- 3月23日 進行協議⑭
- 5月1日 仲介委員が東電回答に求釈明
- 5月20日 東電は将来不安増大認めるも、和解案拒否
申立人に「避難生活の長期化により将来への不安等が増大したと
いう事情が認められることについては争わない」
- 6月29日 進行協議⑮
- 9月7日 原賠審、原紛センター総括委員会へ要請書提出
- 12月2日 原紛センター総括委員会が仲介委員に助言
①申立人らに「紛争の迅速かつ適正な解決を図るべく申立てを行ったにもかかわらず、その解決の見通しが立たないという憂慮すべき事態」を生じさせ、
②「亡くなられた申立人の方々やその関係者に極めて無念な思い
をさせた」、
③「原賠法が予定する和解仲介手続を含む原子力損害に対する
賠償システム自体の信頼性を大きく揺るがすおそれがある極めて
憂慮すべき事態である」
- 12月17日 進行協議⑯
仲介委員が「和解案受諾勧告書」

12月19日～26日 町民説明会(郡山、二本松、福島、南相馬、いわき)
平成28年1月 9・16日 町民説明会(東京、仙台)
2月 2日 浪江町・町民が国会・省庁・東電に要請行動
2月 5日 東電が和解案拒否を回答
2月 18日 進行協議⑯
3月 31日 進行協議⑰
4月 21日 進行協議⑲
6月 13日 進行協議⑳
9月 27日 進行協議㉑
仲介委員が高齢者1名に和解案どおりの勧告
11月 15日 進行協議㉒
東電が高齢者1名につき和解案どおり受諾回答
「仲介委員の意向を最大限斟酌した結果…和解案を受諾する」
平成29年 2月 高齢者1名につき和解案どおりの和解成立
2月 20日～28日 町民説明会(二本松、福島、郡山、いわき、南相馬、仙台、東京)
6月 8日 進行協議㉓
仲介委員が他高齢者も和解案どおりの和解勧告
9月 8日 進行協議㉔
東電が和解案どおりの和解を拒否
11月 8日 進行協議㉕
平成30年 2月 23日 仲介委員が「和解案提示理由書(補足)」
3月 26日 東電が和解案拒否を回答
4月 5日 仲介委員が原発ADRを打ち切り

3. 和解案の内容

(1) 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛(将来への不安等)の増大による慰謝料の加算

平成24年3月11日～平成26年2月末日 月額5万円

(2) 避難により高齢者(75歳以上)の正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた日常生活阻害慰謝料として加算

平成23年3月11日～平成26年2月末日 月額3万円

4. 東電の対応

(1) 特別事業計画など

①緊急特別事業計画(平成 23 年 10 月 28 日)

「被害者の方々の立場に立ち、紛争処理の迅速化に積極的に貢献するため、紛争審査会において提示される和解案については、東電として、これを尊重することとする。」(19 頁)

②新・総合特別事業計画(平成 25 年 12 月 27 日)

「東電は、閣議決定も踏まえ、避難を余儀なくされている方々や事業再開を検討されている方が、一刻も早く仕事に就き、事業を再開し、新しい生活を始められるよう、事故の原因者として被害者の方々に徹底して寄り添うとともに、賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹することを約束する。

具体的には、紛争審査会の指針に基づき速やかに賠償を行うほか、東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADR の和解案を尊重する。…」(29 頁)

「今般策定された紛争審査会の定める中間指針第四次追補においては、東電に対して、指針で賠償対象と明記されていない損害についても、指針の趣旨を踏まえ、合理的かつ柔軟な対応と被害者の方々の心情にも配慮した誠実な対応を求めている。東電としては、かかる指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続きを実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化などに引き続き取り組む。」(36 頁)

③新々・総合特別事業計画(平成 29 年 5 月 18 日)

「原子力損害賠償紛争審査会の定める中間指針第四次追補においては、東電に対して、中間指針で賠償対象と明記されていない損害についても、その趣旨を踏まえ、合理的かつ柔軟な対応と被害者の方々の心情にも配慮した誠実な対応を求めている。東電としては、中間指針の考え方を踏まえ、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重する。また、被害者の方との間に認識の齟齬がある場合でも被害者の方の立場を慮り、真摯に対応するとともに、手続の迅速化等に引き続き取り組む。」(11 頁)

(2) 拒否回答と主な理由

①平成 26 年 6 月 25 日

- ・和解案が中間指針等から乖離している
- ・申立人ごとの個別事情を考慮していない
- ・和解案の事情は中間指針等で考慮されている
- ・同種の事案について訴訟係属中である

②平成 26 年 9 月 17 日

- ・申立人ごとの個別事情を考慮していない
- ・和解案の事情は中間指針等で考慮されている

③平成 27 年 2 月 23 日

④平成 27 年 5 月 20 日

- ・申立人に「避難生活の長期化により将来への不安等が増大したという事情が認められる」とについては争わない」
- ・和解案の事情は中間指針等で考慮されている

⑤平成 28 年 2 月 5 日

・和解案の事情は中間指針等で考慮されている

⑥平成 30 年 3 月 26 日

・和解案の事情は中間指針等で考慮されている

・申立人ごとの個別事情には当たらない

(3) 東電の一部受諾回答

①平成 26 年 6 月 25 日回答書

東電は和解案のうち下記の範囲について受諾する。

対象者: 申立人のうち傷病を有していた高齢者(75 歳以上)

対象期間: 本件事故発生時から平成 24 年 3 月末日まで

増額する賠償金額: 一人月額 2 万円

②平成 29 年 9 月 8 日進行協議

東電は平成 26 年 6 月 25 日回答書による一部受諾回答を撤回

③平成 29 年 10 月 30 日回答書

東電は一部受諾回答を撤回すると述べたものではないと回答

④平成 29 年 11 月 8 日進行協議

東電は平成 26 年 6 月 25 日回答書による一部受諾回答について、個別事情より判断するとして、事実上撤回

以 上